

## ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	25	開封日	令和4年2月1日
ご意見			
<p>業務を監督する副市長と業務を行う市職員が夫婦で働くことは適当か。働く場所が少ない人吉において市民は、市長の人事に疑問を持っています。</p>			
回答			
<p>この度は、貴重なご意見を賜りありがとうございます。総務部総務課からお答えいたします。</p> <p>ご指摘にあります「業務を監督する副市長と業務を行う市職員が夫婦で働くこと」につきまして、副市長については地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得て選任されており、また憲法第22条第1項において職業選択の自由が規定されており、副市長に選任されたことを受けその配偶者が市職員の職責を追われるようなことはありません。副市長と配偶者の職責それぞれに、公平性も保たれた体制であります。</p> <p>「市長の人事に疑問を持っています。」とのご意見につきまして、前述のとおり正当な手続を経て副市長に選任されております。疑念を抱かれることがないよう、今後も引き続き法令順守はもとより、市民の皆様にご理解いただけるよう確実なお知らせに努めてまいります。</p> <p>今後とも、お気づきの点等ございましたら、遠慮なくご意見・ご指摘等いただきますようお願いいたします。</p>			